

公共物使用許可申請書

新規 更新 変更 第 _____ 号
年 月 日

(宛先) 富士見市長 _____ 年 月 日
〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____
担当者 _____
TEL _____

次のとおり公共物を使用したいので、富士見市公共物管理条例第4条の規定により許可を申請します。

使用目的			
公共物の区分	場	1 道路 2 河川 _____ w 3 下水路 4 その他	
	所	富士見市 _____ 地先から 地先まで	
使用物件	名 称	規 模	数 量
使用期間	年 月 許可日から 年 月 日まで	使用物件 の 構 造	
工事の時期	年 月 許可日から (うち 日間) 年 月 日まで	工 事 実 施 の 方 法	自 己 施 行 請 負 施 行
復旧の方法		添 付 書 類	●案内図 ●平面図 ●縦・横断図 ●同意書・意見書〔土地改良区 該当地〕 ●申請地の現場写真 (各書類2部提出)

記入要領

施工会社名等

住 所	
会 社 名	
代 表 者	
担 当 者	電 話

- 1 **新規** **更新** **変更**については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記入すること。
- 2 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記入し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- 3 申請者が法人又は団体 (任意団体を含む。) の場合は、「氏名」欄に法人又は団体の名称及び代表者の役職・氏名を記入し、法人又は団体の印及び代表者の印を押印すること。
- 4 「使用の目的」欄には、使用物件を設置する理由を具体的に記入すること。
- 5 「場所」欄には、地番まで記入すること。使用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記入すること。「道路・河川・下水路・その他」欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 6 「使用物件」欄には、使用物件の名称、規模 (数量の内訳) 及び数量を記入すること。
- 7 「使用物件の構造」欄には、使用物件の材質規格等を記入すること。なお、図面により示す場合はその旨を記入すること。
- 8 「工事実施の方法」欄には、自己施行・請負施行の別及び道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールド等の別を記入すること。

※ 更新許可申請の場合は、添付図書のうち、縦断図・横断図・構造図を省略することができます。

※ 本申請書は3部複写になっているのでボールペンで強く書いてください。

交
付
用

公共物使用 許可 不可 決定通知書

新 更 変 第 号
規 新 更 年 月 日
許可番号 第 号
許可日 年 月 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様
担当者 _____
TEL _____

年 月 日付で
申請のあった公共物使用については、
次のとおり 許可・不許可とする。

富士見市長

印

使用の目的					
公共物の区分	場	1 道路	2 河川	3 下水路	4 その他
	所	富士見市			地先から 地先まで

使用物件	名 称	規 模	数 量

使用期間	年 月 許可日から	使用物件 の 構 造
	年 月 日まで	

工事の時期	年 月 許可日から (うち	工 事 実 施 の 方 法
	年 月 日まで 日間)	

復旧の方法	添 付 書 類	●案内図 ●平面図 ●縦・横断図
		●同意書・意見書 [土地改良区] 該当地 ●申請地の現場写真 (各書類2部提出)

施工会社名等	住 所
	会 社 名
	代 表 者
	担 当 者 電話

許可条件

- 次の公共物使用料を別紙納入通知書により通知書発行の日から30日以内に納入すること。

使用料	円 許可時請求額	○減額	○免除
-----	----------	-----	-----
- 使用許可期間は 年 月 日 までとする。ただし、許可期間満了後も引き続き使用しようとするときは、期間満了の30日前までに所定の様式により更新許可申請書を提出すること。
- 次の場合においては、許可を取り消し、若しくは変更、移転又は危害を防止するため必要な処置を命ずることがある。
 - 法律、命令に違反したとき。
 - 使用料を納期内に納入しないとき及び延滞金を納入しないとき。
 - 公共物工事等公益のために必要が生じたとき。
- 前項に基づく処分に要した費用は使用者の負担とし、前項の処分により損害を被る者があっても公共物管理者はその責を負わない。
- 工事に起因した苦情及び第三者への損害は、使用者の責任において解決すること。
- 使用期間中は、使用物件の管理を適切に行ない、道路・河川・下水道・その他の構造及び交通に支障を与えないこと。
- 使用者の異動又は本申請書記入内容に変更が生じるときは、所定の様式により公共物管理者の許可を受けること。
- 公共物使用を廃止しようとするとき又は期間満了のときは、原状回復の方法及び時期について公共物管理者の指示を受けること。
- 道路の掘削を伴う公共物使用許可にあっては、別に定める富士見市公共物使用工事標準条件書に基づき施行すること。

〈教示〉

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公共物使用許可申請書

新規変更第 年 月 日

受付番号 第 年 月 日

(宛先) 富士見市長

〒
住 所
氏 名
担当者
TEL
.....

次のとおり公共物を使用したいので、富士見市公共物管理条例第4条の規定により許可を申請します。

使用目的								
公共物の区分	場	1 道路 2 河川 w 3 下水路 4 その他						
	所	富士見市 地先から 地先まで						
使用物件	名 称		規 模		数 量			
使用期間	年 月 許可日から 年 月 日まで		間	使用物件 の 構 造				
工事の時期	年 月 許可日から (うち 年 月 日まで 日間)		工 事 実 施 の 方 法	● 自己施行 ● 請負施行				
復旧の方法			添 付 書 類	●案内図 ●平面図 ●縦・横断図 ●同意書・意見書〔土地改良区〕該当地 ●申請地の現場写真 (各書類2部提出)				
公共物使用許可協議審査書兼伺書				施 工 会 社 名 等	住 所			
受 付 番 号	第 号				会 社 名			
決 定	○条件付許可 ○不 許 可 ○返 戻				代 表 者			
					担 当 者 電話			
市 長	副 市 長	部 長	副 部 長	課 長	副 課 長	主 査	起 案 者	
決 裁	調査審査意見欄					合 議		
	年 月 日							
使 用 料 計 算 等	1. 富士見市公共物管理条例施行規則第 7条第1項第 号により (免除・減額)							
	2. 公共物使用料別表中第 番を適用し下記のとおり算定 使用料 円 許可時請求額							
				復旧指示				
				1. 責任復旧 No.1・2・3・4・5・6・7 原形復旧・別紙				
				2. 影響部分 立会・別紙				